

第6期長万部町障がい福祉計画

第2期長万部町障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

北海道 長万部町

目次

第1部	計画策定にあたって	1
第1章	計画策定の趣旨	3
第1節	計画策定の背景	3
第2節	計画の性質と計画期間	4
第3節	計画における「障がい者」の定義	5
第4節	障がい福祉に関する制度・施策の変遷	6
第5節	計画の策定体制	11
第6節	計画策定にあたっての基本的な視点	11
第2部	長万部町の障がいのある人の現状	13
第1章	障がいのある人の現状	15
第1節	人口・世帯の推移	15
第2節	障がいのある人の動向	16
第3部	障がい者施策の基本的な考え方	23
第1章	将来ビジョン	25
第2章	基本目標	25
第3章	第3次長万部町障がい者基本計画における施策の展開	26
第1節	生活支援	26
第2節	生活環境	29
第3節	教育・育成	30
第4節	雇用・就労	32
第5節	保健・医療	33
第6節	情報・コミュニケーション	35
第7節	その他	36
第4部	第6期長万部町障がい福祉計画・第2期長万部町障がい児福祉計画	39
第1章	成果目標の設定	41
第1節	福祉施設の入所者の地域生活への移行	41
第2節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
第3節	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	42
第4節	福祉施設から一般就労への移行等	43
第5節	障害児支援の提供体制の整備等	45
第6節	相談支援体制の充実・強化等	46
第7節	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	46
第2章	障害福祉サービス等の見込み量とその確保方策	47
第1節	訪問系サービスの見込み量と確保方策	47
第2節	日中活動系サービスの見込み量と確保方策	49
第3節	居住系サービスの見込み量と確保方策	52
第4節	相談支援の見込み量と確保方策	53
第3章	地域生活支援事業の見込み量とその確保方策	54

第4章	障害児福祉サービスの見込み量とその確保方策.....	56
第5部	計画の推進にあたって	59
第1章	関係機関との連携	61
第2章	計画の進行管理	61

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

障がい者施策をめぐるのは、国において、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などの法整備を行ってきました。また、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准され、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されました。さらに、平成28年5月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われたほか、平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人の社会参加をさらに促進していくこととなっています。

今後も、障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性をとりながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

本町においては、このような障がい者施策をめぐる近年の動向を踏まえつつ、実情にあわせた施策及び障害福祉サービスの提供に努めてきましたが、今後も引き続き町内に居住する障がいのある人がよりいきいきと暮らしていくために、法制度や社会情勢の変化を見定めつつ、対応していく必要があります。

この度、「第5期長万部町障がい福祉計画・第1期長万部町障がい児福祉計画」が令和2年度末をもってその期間を満了することから、本町の障がい者を取り巻く現況を踏まえるとともに、障害福祉制度における変更や障害者総合支援法及び障害者基本法の改正等に対応した新たな「第6期長万部町障がい福祉計画・第2期長万部町障がい児福祉計画」を策定します。本計画は本町の最上位計画である「長万部町まちづくり総合計画」との整合性を確保するとともに、他の関連計画との調和を図ります。

第2節 計画の性質と計画期間

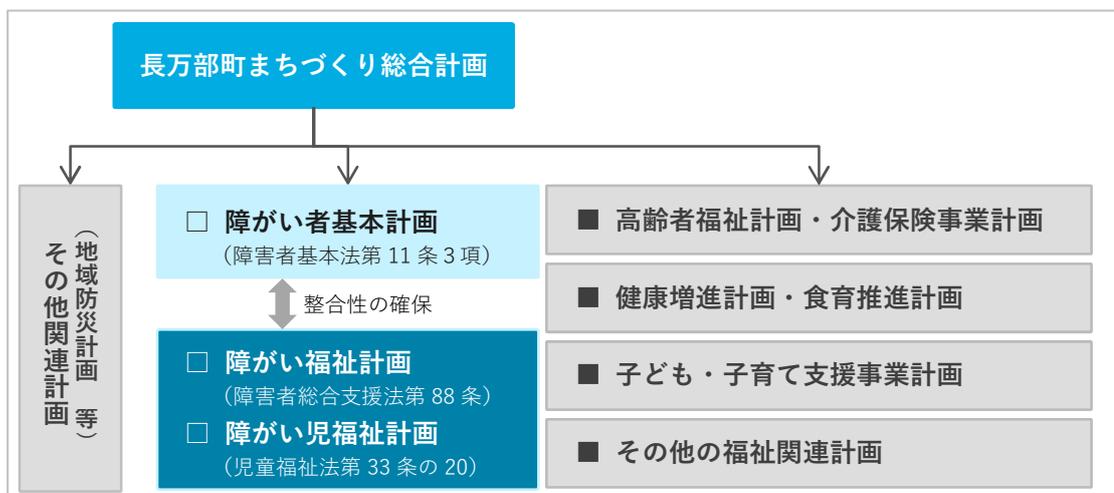
本計画は「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」をあわせた計画として策定するものです。また、本計画は「第3次長万部障がい者基本計画」との整合性を確保したものとなっています。

いずれの計画もその計画期間を3年間（令和3年度～令和5年度）とします。

■計画の概要■

策定する計画	計画の概要
第6期長万部町障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
第2期長万部町障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。

■本計画の位置づけ■



■計画の期間■



「障がい者基本計画」は本町の障がい者施策の基本計画としての機能を有します。「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は「障がい者基本計画」に記載される生活支援における障がい（児）福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、「障がい福祉（児）計画」は障がい者基本計画等の障がい者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障がい者基本計画と障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の性格■

障がい者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

第3節 計画における「障がい者」の定義

本計画における「障がい者」の定義は以下に示すとおりです。

■本計画における「障がい者」等の概念■

- 『障がい者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

第4節 障がい福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年には障害者権利条約が批准され、平成 28 年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、障がい者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本町に居住する障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

(1) 「障害者基本法」の改正

障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成 23 年8月から施行されました。

また、「障害者」の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

(2) 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成 15 年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。続いて、平成 18 年4月1日から施行された障害者自立支援法によって、身体障がいのある人及び知的障がいのある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 25 年4月1日から施行

(一部、平成 26 年 4 月 1 日施行) されました。また、制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者」の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とされることになりました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後 3 年(平成 28 年 4 月)を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 5 月に成立しています。

平成 28 年の改正(平成 30 年施行)では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要) ■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

(3) 発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約 10 年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に成立し、同年 8 月 1 日から施行されました。この改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4) その他の障害者施策をめぐる近年の動き

① 「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(放置・怠慢)の行為すべてが含まれています。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

② 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

障害のある人が自立した生活を送る上で、就労により経済的な生活基盤を確保することは重要な要素の一つです。そこで平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体等においては、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。

③ 「障害者雇用促進法」の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が平成 25 年 6 月に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から（一部は、平成 25 年 6 月または平成 30 年 4 月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

■障害者雇用促進法の改正のポイント■

- 障害者の範囲の明確化〔平成 25 年 6 月 19 日施行〕
- 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務〔平成 28 年 4 月 1 日施行〕
- 法定雇用率の算定基礎の見直し〔平成 30 年 4 月 1 日施行〕

また、令和元年度にも改正が行われ、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしています。

④ 「障害者差別解消法」の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

⑤ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

この法律は、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

■障害者福祉に関する国、長万部町の動向■

年	国	長万部町			
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	第1期障がい福祉計画	第1次障がい者基本計画
H19	◇障害者権利条約署名				
H20	◇児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画	第2期障がい福祉計画	
H21					
H22					
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行			第3期障がい福祉計画	
H24	◇障害者虐待防止法の施行				
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	第4期障がい福祉計画	第2次障がい者基本計画	
H26	◇障害者権利条約の批准				
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画		
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇発達障害者支援法の改正				
H29					
H30	◇障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障害者基本計画（第4次）	第3次障がい者基本計画		
R1	◇障害者雇用促進法の改正				
R2					

第5節 計画の策定体制

(1) 長万部町自立支援協議会による検討

本計画の策定にあたり、障害者福祉に関する見識を有する者や、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員等で構成される「長万部町自立支援協議会」にて検討・協議を行いました。

(2) 町民による参加

パブリックコメントによる町民の意見聴取を行いました。

第6節 計画策定にあたっての基本的な視点

国は、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる社会である「共生社会」の構築を進めています。障がいのある人もない人も、その能力を発揮しながら、支える人と支えられる人という区分を超えて、互いに支え合える関係性の構築が求められています。

本計画においても「共生社会」の構築に向けた取り組みを進めていくこととします。

第2部 長万部町の障がいのある人の現状

第1章 障がいのある人の現状

第1節 人口・世帯の推移

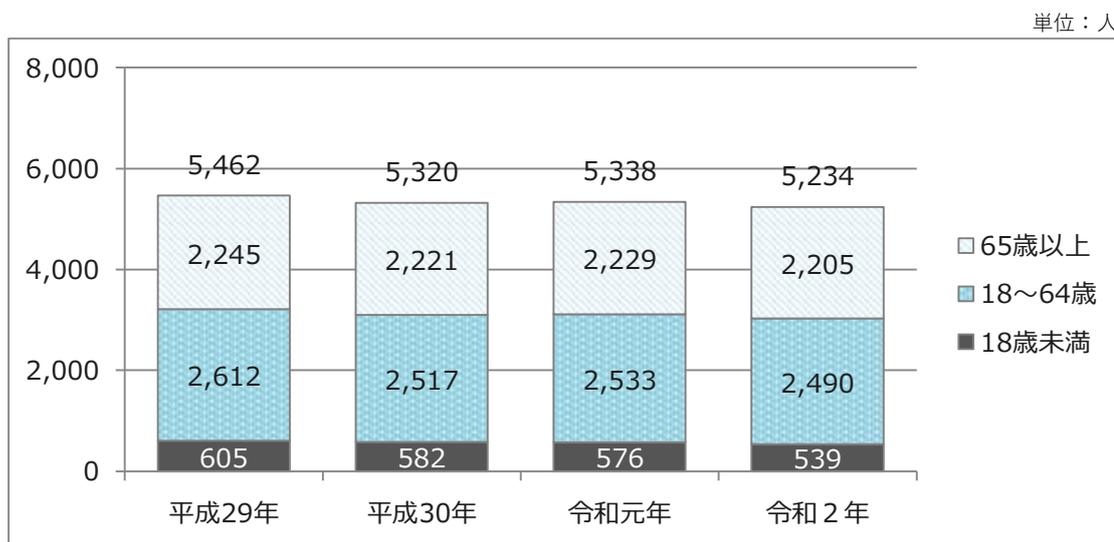
(1) 人口の推移

平成29年以降の本町の人口推移をみると、総人口は減少傾向が続いています。令和2年の総人口は5,234人となっています。

また、年齢3区分でも、いずれの年齢層でも減少傾向が続いています。平成30年には18歳未満人口は600人を下回っており、本町においても少子化が進んでいることがわかります。

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、18歳未満人口の構成比はわずかに低下しているのに対し、65歳以上人口の構成比（高齢化率）は上昇傾向が続いています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■総人口と年齢3区分別人口（構成比）の推移■

単位：人、%

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	5,462	5,320	5,338	5,234
18歳未満人口	605	582	576	539
（構成比）	11.1	10.9	10.8	10.3
18～64歳人口	2,612	2,517	2,533	2,490
（構成比）	47.8	47.3	47.5	47.6
65歳以上人口	2,245	2,221	2,229	2,205
（構成比）	41.1	41.7	41.8	42.1

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 世帯数の推移

世帯数は平成 29 年以降、2,900 世帯程度で推移しており、令和 2 年においては 2,939 世帯となっています。平均世帯人員は減少傾向が続いており、核家族化や独居世帯の増加が進んでいることがうかがえます。

■総人口と世帯数、平均世帯人員の推移■

単位：人、世帯

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	5,462	5,320	5,338	5,234
世帯数	2,937	2,892	2,919	2,939
平均世帯人員	1.9	1.8	1.8	1.8

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

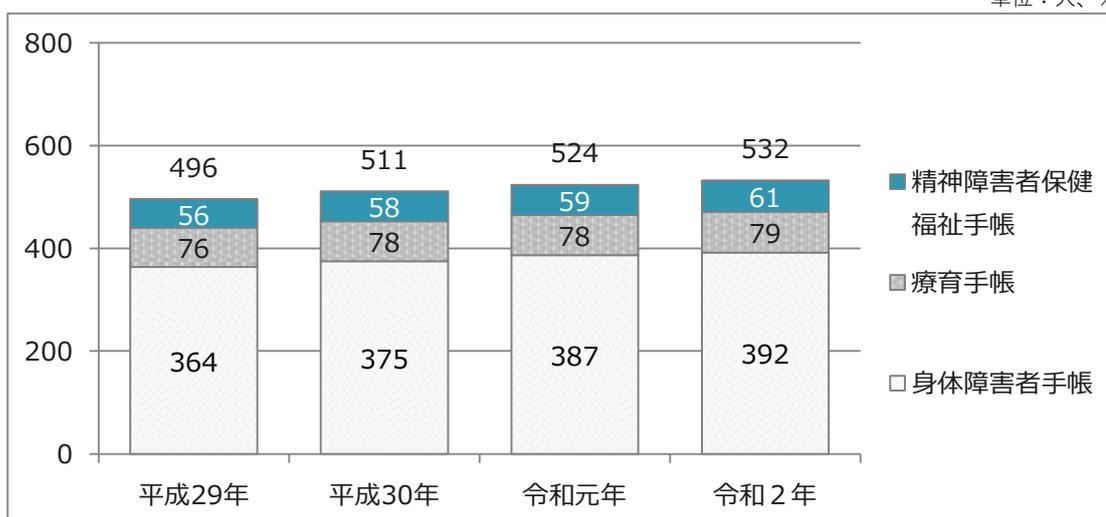
第 2 節 障がいのある人の動向

(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年以降増加傾向が続いています。特に身体障害者手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が続いています。

■手帳所持者数の推移■

単位：人、%



資料：長万部町保健福祉課（各年 4 月 1 日時点）

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、65歳以上では増加傾向が続いています。令和2年においては、18歳未満は3人で身体障害者手帳所持者のうち約0.8%であることから、そのほとんどは18歳以上であることがわかります。

療育手帳所持者の年齢構成をみると、18～64歳では増加傾向が続いていますが、18歳未満、65歳以上では横ばいで推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成をみると、18歳未満の所持者はおらず、すべて18歳以上となっています。65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者がわずかに増加傾向を示しています。

■年齢区別にみた障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳	364	375	387	392
18歳未満	4	3	4	3
18～64歳	53	54	57	57
65歳以上	307	318	326	332
療育手帳	76	78	78	79
18歳未満	16	16	18	17
18～64歳	44	44	45	47
65歳以上	16	18	15	15
精神障害者保健福祉手帳	56	58	59	61
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	35	35	35	36
65歳以上	21	23	24	25

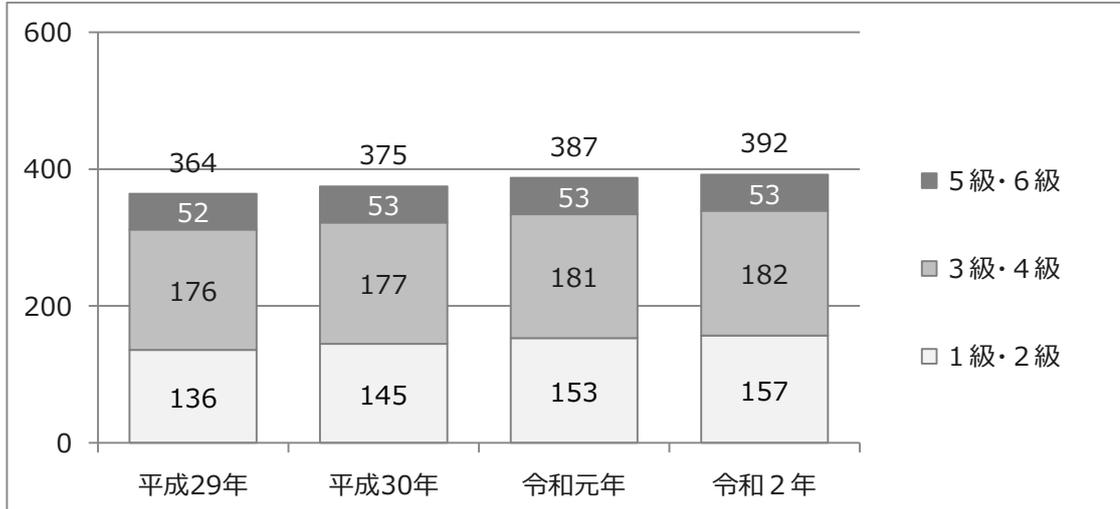
資料：長万部町保健福祉課（各年4月1日時点）

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、平成 29 年以降は「1 級・2 級」と「3 級・4 級」の所持者が増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人

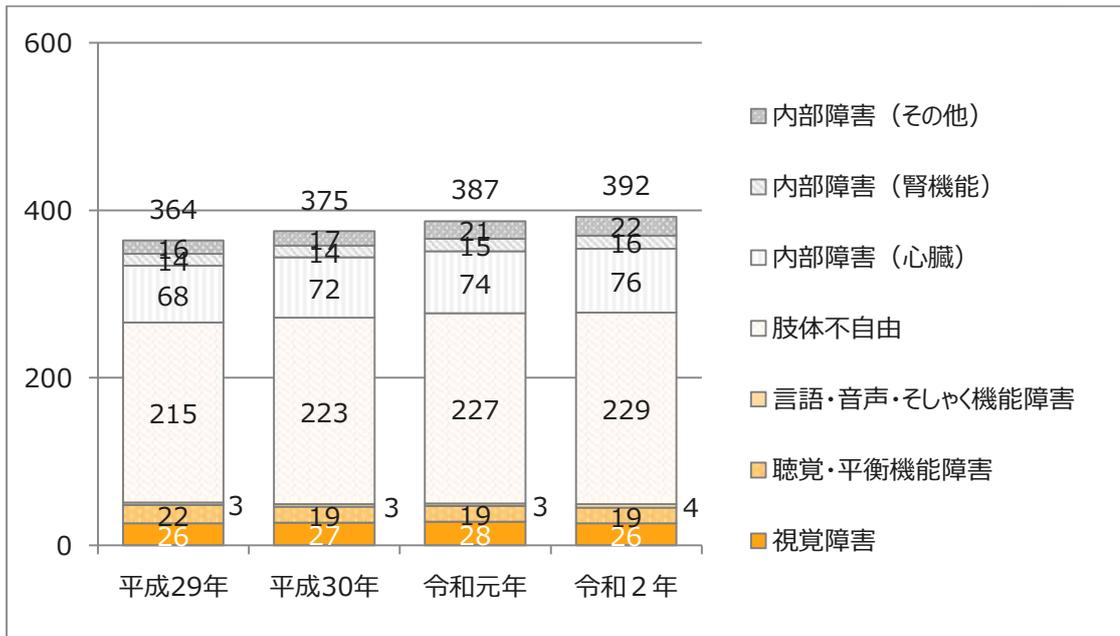


資料：長万部町保健福祉課（各年 4 月 1 日時点）

障がいの部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和 2 年においては 229 人と身体障害者手帳所持者の 6 割近くを占めています。

■障がいの部位別にみた身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



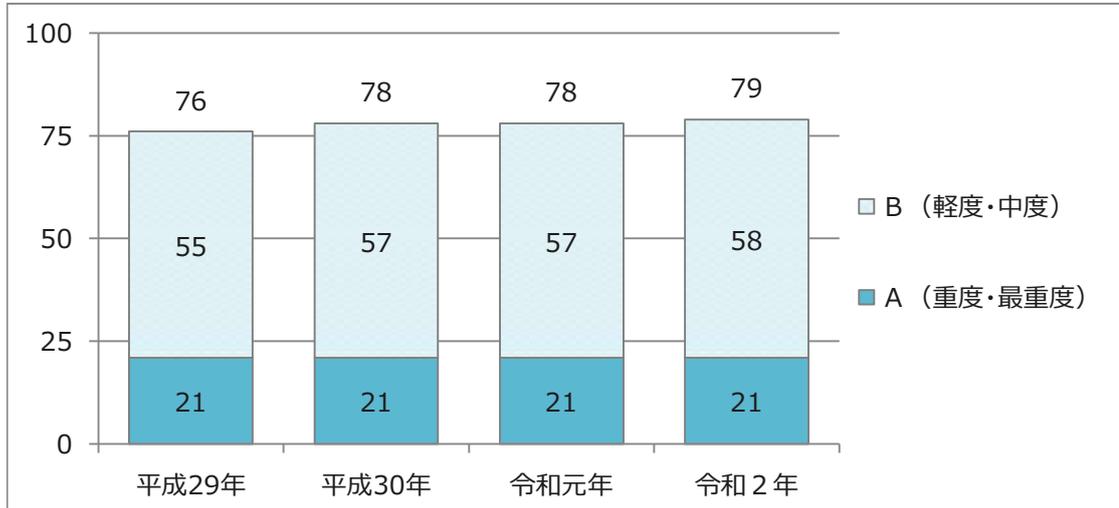
資料：長万部町保健福祉課（各年 4 月 1 日時点）

(3) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者数をその等級別にみると、「A（重度・最重度）」、「B（軽度・中度）」ともに横ばいで推移しています。

■障がいの等級別にみた療育手帳所持者数の推移■

単位：人



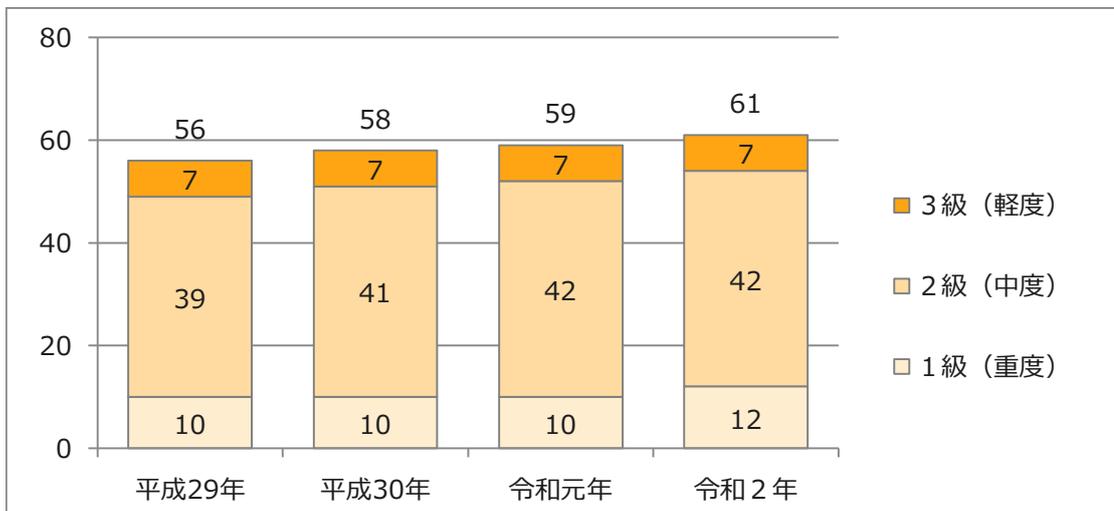
資料：長万部町保健福祉課（各年4月1日時点）

(4) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数をその等級別にみると、「2級（中度）」がやや増加傾向にあります。また、「1級（重度）」も増加傾向がうかがえ、令和2年には12人となっています。

■障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：長万部町保健福祉課（各年4月1日時点）

(5) 難病患者などの状況

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、「難病法」により医療費助成の対象とされている疾病を「指定難病」といい、令和元年7月からは 333 疾病が指定されています。これらの疾病に対する医療費を国が助成しています。

なお、本町において難病患者登録者数は現在ゼロとなっています。

■難病患者登録者数の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
難病患者登録者数	0	0	0	0

資料：長万部町保健福祉課（各年4月1日時点）

(6) 成年後見制度の状況

成年後見制度における町長申立件数は以下に示すとおりです。ほとんど利用されていない状況です。

■成年後見制度町長申立件数■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見開始	1	0	0	0
保佐開始	0	0	0	0

資料：長万部町保健福祉課

(7) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

本町における障害支援区分の認定者については、「区分3」と「区分6」が多くなっています。

■障害支援区分認定者の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
区分 1	1	2	2	3
区分 2	8	6	7	5
区分 3	11	14	14	14
区分 4	7	6	6	6
区分 5	7	6	6	3
区分 6	10	11	11	10
計	44	45	46	41

資料：長万部町保健福祉課（各年 4 月 1 日時点）

(8) 就学の状況

特別支援学級に通う児童・生徒数は、小学校ではやや増加傾向がみられ、令和 2 年には 9 人となっています。

中学校ではわずかに減少傾向がうかがえます。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■

単位：人

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小学校	学級数	3	4	3	3
	児童数	4	7	10	9
中学校	学級数	3	2	3	3
	生徒数	7	5	5	4

資料：長万部町保健福祉課（各年 5 月 1 日時点）

(9) 経済的支援の受給状況

特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者数は近年1～2名で推移しています。
特別児童扶養手当は10名前後の支給件数があります。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特別障害者手当 (受給者数)	2	1	1	1
障害児福祉手当 (受給者数)	2	1	1	1
特別児童扶養手当 (受給者数)	11	9	10	14

資料：長万部町保健福祉課（各年4月1日時点）

精神通院医療の受給者数は120名前後で推移しています。近年は育成医療の支給は平成30年以降ありません。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
更生医療	14	16	17	12
精神通院医療	117	119	122	118
育成医療	3	0	0	0
計	134	135	139	130

資料：長万部町保健福祉課（各年4月1日時点）

第3部 障がい者施策の基本的な考え方

第1章 将来ビジョン

本計画においては、「第3次長万部町障がい者基本計画」に掲げた以下の将来ビジョンとの整合を図るものとなっています。

■将来ビジョン（第3次長万部町障がい者基本計画）■

障がい者だれもが自立し、安心して暮らし支え合う町

この将来ビジョンは、障がいのある人も障がいのない人もともに生きる社会（＝「共生社会」）を指すものであり、障がいのある人や高齢者など困りごとを抱える人を特別視するのではなく、一般の人と対等に、普通の人としてともに生活し活動する社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基本とするものです。そのために、障がいのある人が一般の人と同様に普通の生活が送れるような条件を整えることが求められます。

第2章 基本目標

「第3次長万部町障がい者基本計画」においては、以下の3つの基本目標を掲げて取り組みを展開しています。

■基本目標（第3次長万部町障がい者基本計画）■

1. 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生できるように、必要な障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現していくことを基本として障がい福祉サービス等の提供基盤の整備に努めます。

2. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備に努めます。

3. 障がい児支援体制の整備

発達の遅れや障がいのある子どもに対し、サービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実に努めます。

第3章 第3次長万部町障がい者基本計画における施策の展開

第1節 生活支援

(1) 相談支援事業

【施策展開の考え方】

相談窓口の体制を強化していくとともに、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助等を行います。

障がい者の福祉向上に資することを目的として、今後も相談者のニーズをくみ取り、障がい者及びその家族が必要な福祉サービス等を利用するための環境を整備するとともに、希望に応じた各種サービス及び事業所の情報提供を行っていきます。

【施策・事業】

○相談者支援事業

電話（受電）や窓口（来所者）に対して、以下についての情報提供を行っています。

- ・福祉サービス等の情報提供
- ・各種支援施策に関する助言、指導等
- ・日常生活全般の相談援助
- ・専門機関の紹介

○権利擁護事業（成年後見制度利用支援）

(2) 障がい福祉サービス事業

【施策展開の考え方】

障がい者（児）が自己の能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう各種施設・居宅サービスを提供します。

現在利用者が発生していないサービスについても、今後も適切に対応できる体制を維持していきます。

【施策・事業】

- 施設入所支援
- 生活介護・療養介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 居宅介護
- 同行援護（視覚障害）
- 共同生活援助
- 放課後等デイサービス

(3) 障がい者地域生活支援事業

【施策展開の考え方】

障がい者（児）が自己の能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

現在利用者は発生していませんが、今後も適切に対応できる体制を維持していきます。

【施策・事業】

- 障害者デイサービス事業
- 重度身体障害者訪問入浴サービス事業
- 精神障害者社会復帰事業

(4) 障がい者地域自立支援事業

【施策展開の考え方】

障がい者等が通うことのできる集いの場の確保並びに創作的活動または生産活動の機会の提供により、地域社会との交流促進を図ります。

実施場所となっている建物が老朽化しているため、今後は新たな実施場所の整備を目指します。

【施策・事業】

- 地域活動支援センター運営委託
障がい者等の創作的活動または生産活動の機会を提供しています。

(5) 交通機関・移動支援事業

【施策展開の考え方】

障がい者（児）が地域で自立した生活を営み、安心して外出できるよう交通機関の利用の支援や移動手段の確保を図り、社会参加を促進します。

【施策・事業】

- 移送サービス事業
障がい者（児）の医療機関及び地域活動支援センターへの送迎を目的としています。
- タクシー利用券助成事業
- JR・高速道路割引事業

(6) 障がい者（児）補装具・日常生活用具給付事業

【施策展開の考え方】

身体上の障がいを補うために必要な補装具や、日常生活をより円滑に行うために必要な日常生活用具の交付及び修理により、障がい者（児）の負担軽減を図り、地域での自立した日常生活及び社会生活を充実させるための支援を行います。

【施策・事業】

- 身体障害者（児）補装具給付事業
- 重度障害者（児）等日常生活用具給付等事業

(7) 利用者負担軽減

【施策展開の考え方】

障がい福祉サービスを利用する際の利用者負担の支援を行うことで、障がい者（児）の医療費負担の軽減及び健康と福祉の増進を図ります。

【施策・事業】

- 重度心身障害者医療費給付事業

第2節 生活環境

(1) 居住環境整備事業

【施策展開の考え方】

障がい者（児）の居住環境の改善のため、住宅の段差解消や手すりの取付などの住宅改修費を助成し、障がい者（児）が自宅で安全かつ快適に生活できるよう努めます。

【施策・事業】

○重度障害者（児）等日常生活用具給付等事業

(2) 公共施設のバリアフリー化

【施策展開の考え方】

障がい者（児）が安全に安心して地域で生活を送り、社会参加が可能となるよう、新築や改築計画のある公共施設は、国や道の基準等に基づき、障がい者（児）に配慮した整備促進に努めます。

【施策・事業】

○各種公共施設（学校、集会施設等含む）のバリアフリー化の推進

(3) 公共住宅のバリアフリー化

【施策展開の考え方】

障がい者（児）が地域で安心して居住するため、公営住宅の新築・建て替えや既存住宅の改修などの状況に応じて、段差解消、廊下・出入口等に余裕を持たせるなど、障がい者（児）の利用に配慮した設計をし、可能な限りバリアフリー化に努めます。

第3節 教育・育成

(1) 障がい児保育

【施策展開の考え方】

障がい児のいる家庭の育児・就労支援を図り、発達状況や個性を踏まえながら、成長を応援できるように配慮した保育を行うため、町立さかえ保育所において、心身に障がいのある児童を障がいのない児童とともに集団保育を行い、障がい児の成長発達を促進し、心身ともに健やかに育成します。

【施策・事業】

- 障がい児保育事業

(2) 障がい児療育事業

【施策展開の考え方】

在宅の障がい児やその家族の地域での安心した生活を支えるため、早期療育体制の整備により障がいの軽減及び基本的な生活能力の向上を図り、障がいの特性を踏まえた支援の充実に努めます。

【施策・事業】

- 母子通園センター事業
- 発達支援事業

(3) 障がい児童・生徒教育事業

【施策展開の考え方】

特殊学級に在籍する児童生徒のいる家庭の経済的負担を軽減するとともに、教育環境の向上を図ります。

【施策・事業】

- 特別支援教育就学奨励費支給事業
- 特別支援教育支援員の配置
- 特別支援連携会議の設置

(4) 就学指導事業

【施策展開の考え方】

健康上必要な助言を行うとともに、家族の意向や障がいの種類、程度等を考慮して、児童・生徒の適切な就学指導を行います。

【施策・事業】

- 教育支援委員会の設置

(5) 青少年対策事業

【施策展開の考え方】

次代を担う青少年が心身ともに健やかにたくましく成長できるような社会環境をつくるため、児童・生徒の問題行動などを早期発見・早期対応するとともに、児童・生徒の様々な相談に応じます。

【施策・事業】

- 悩み相談電話事業
- 青少年健全育成推進協議会の設置

第4節 雇用・就労

(1) 就労支援事業

【施策展開の考え方】

就労を希望する障がい者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。また、一般就労が困難な障がい者に対し生産活動等の機会を提供します。

就労移行は、現在利用者が発生していませんが、新設される就労定着支援とともに、今後も就労機会の確保に努めます。

今後も利用が見込まれる就労継続支援A型（雇用）及び就労継続支援B型（非雇用）については、町内に事業所はありませんが、今後も近隣及び管内の事業所の情報を提供し、利用の促進に努めます。

【施策・事業】

- 就労移行支援
- 就労継続支援A型（雇用）・B型（非雇用）
- 就労定着支援

(2) 地域活動支援センター事業

【施策展開の考え方】

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、社会生活への適応性を高めるための生産活動や社会参加機会の提供を行い、これを通して、障がい者の就労意欲の向上等を目指します。

【施策・事業】

- 地域活動支援センター運営委託

(3) 就労支援に関するネットワーク化の推進

【施策展開の考え方】

障がい者の就労に関し、地域の社会資源の発掘・活用を促進し、障がい者の就労環境の向上を図るため、関係機関、団体及び事業所（企業）のネットワーク化を推進します。町内及び近隣自治体に資源がなく、現在は実施が難しい状況です。

第5節 保健・医療

(1) 障がいの予防事業

【施策展開の考え方】

障がいの発生の原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについては、適切な予防を行うとともに、早期発見・早期治療に努め、出生から高齢期に至る健康保持・増進等を図っていきます。

【施策・事業】

- 母子保健事業
- 乳幼児健診事業
- 生活習慣病予防事業
- 健康教育・健康相談事業

(2) 障がいの予防事業医療費助成事業

【施策展開の考え方】

医療費等の費用を助成し、経済的な負担を軽減することで、障がい者（児）が必要な医療を安定的に受けられるようにし、障がいの軽減や重度化の予防に努めます。

【施策・事業】

- 自立支援医療（更生医療）給付事業
- 重度心身障害者医療費助成事業
- 母子通園センター利用者交通費助成事業

町内に事業所等がないため、交通費の助成を行い、利便性の維持に努めます。

(3) 通院体制の整備

【施策展開の考え方】

アンケート結果で、障がい児の医療に関して困っていることとして、通院のための移動手段が挙げられていることから、障がい者（児）が安全かつ安心して通院できる環境を整備します。

【施策・事業】

- 移動支援事業

(4) 難病対策事業

【施策展開の考え方】

原因が不明で、治療方法が確立していない指定難病については、治療が極めて困難であり、医療費も高額となるため、医療費の負担軽減を図るとともに、難病患者の社会的自立活動を推進するため、難病関連団体と連携し医療・福祉及び生活全般についての相談に応じて療養指導に努めます。

【施策・事業】

- 北海道難病関連事業費助成事業

(5) 心身の健康増進事業

【施策展開の考え方】

障がいがあっても住み慣れた地域で健康的に暮らし続けられるように、障がい者等の心身の健康保持及び向上につなげ、自立と社会参加の促進を図るため、健康教室への参加を勧めます。

【施策・事業】

- 健康づくり運動教室
- 家庭訪問

第6節 情報・コミュニケーション

(1) コミュニケーション支援事業

【施策展開の考え方】

聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等により聴覚障がい者等の意思の疎通を図り、コミュニケーションを支援します。

現在利用者は発生していませんが、今後も適切に対応できる体制を維持していきます。

【施策・事業】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- 手話相談事業
- 手話奉仕員・要約筆記者奉仕員養成研修事業

(2) 情報バリアフリー化支援

【施策展開の考え方】

障がい者（児）に対し、情報機器等を支給することにより、日常生活上におけるコミュニケーションの円滑化や効果的な情報収集が可能となるようにし、日常生活の向上を促進します。

【施策・事業】

- 重度障害者（児）日常生活用具給付事業

(3) 緊急通報体制整備

【施策展開の考え方】

地域における見守り体制を補完し、高齢者・障がい者等に対し災害や事故、病気などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図るための連絡通報体制を整備し、日常生活での緊急事態に対する不安の緩和につなげます。

【施策・事業】

- 緊急通報システム整備事業

第7節 その他

(1) 障がい者の総合的支援施策

【施策展開の考え方】

障がい者（児）の社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去につなげ、地域において生きがいを持って豊かに、自立した生活を送るための総合的な支援体制の基本的方向性を示します。

【施策・事業】

- 障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業

(2) 障がい者団体支援

【施策展開の考え方】

各種障がい者団体等に補助金を交付し、団体等の安定的な運営を維持することで、障がい者（児）への社会の理解と認識を深め、障がい者（児）が住み慣れた地域において自立した生活が営むことができるよう支援するとともに、社会参加を促進します。

【施策・事業】

- 障がい者団体助成事業
 - ・長万部町身体障害者福祉協会
 - ・長万部町手をつなぐ育成会

(3) 障がい者スポーツの振興

【施策展開の考え方】

障がい者（児）にとってのスポーツ活動は、障がいの進行の予防や軽減、体力の維持や増強、外出やコミュニケーション機会の増大に結びつくなどの効用があり、日常生活の充実感や生きがいともなります。このため、障がい者スポーツへの支援を行うことで、障がい者（児）の健康の保持・向上並びに交流の促進を目指します。

【施策・事業】

- 身体障害者スポーツ大会開催助成事業
- 管内及び全道身体障害者スポーツ大会参加支援

(4) ボランティア育成事業

【施策展開の考え方】

障がい者やその家族の生活支援に対するニーズは多様化しており、制度に基づく公的なサービスだけではきめ細かな対応は難しく、柔軟で幅の広いサービスが可能なボランティア活動等の力が必要となります。このため、ボランティアの発掘・登録及び育成により地域住民の手による障がい者支援を促進します。

【施策・事業】

- ボランティアグループ活動支援

(5) 障害支援区分認定審査会運営

【施策展開の考え方】

障害支援区分を客観的かつ公平に判断し、障がい者に適切な障がい福祉サービスを提供するため、専門的知識を有する委員による審査会を、八雲町と共同で設置しています。

【施策・事業】

- 障害支援区分認定審査会運営事業

第4部 第6期長万部町障がい福祉計画
・第2期長万部町障がい児福祉計画

第1章 成果目標の設定

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮して成果目標を定めることとなっています。

本計画においても、国の基本指針及び北海道の策定方針を参考にして、以下に定める7項目についての成果目標を定めます。

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針に定める目標

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

② 目標の設定

本計画における目標を以下のように定めます。

■目標の設定■

区分	数値	備考
入所者数	17人	令和2年3月31日の施設入所者数。
目標年度（令和5年度）の地域生活移行者数	1人	令和2年3月31日の施設入所者数のうち令和5年度末において6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。
目標年度（令和5年度）の減少見込み数	1人	令和5年度末の施設入所者数が、令和2年3月31日の施設入所者数から1.6%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針に定める目標

1. 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。

2. 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3. 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

② 目標の設定

国の指針では、入院中の精神障害者の地域生活への移行については、都道府県が数値目標を設定することとなっています。本町においては、北海道や振興局等と連携し、必要な取り組みを行っていきます。

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 国の基本指針に定める目標

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

② 目標の設定

本計画における目標を以下のように定めます。

■ 目標の設定 ■

区分	数値	備考
地域生活支援拠点の整備	1か所	圏域及び市町村単独での整備箇所数

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針に定める目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値もあわせて定める。

- ・障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

② 目標の設定

本計画における目標を以下のように定めます。

■目標の設定（一般就労移行者数）■

区分	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	0人	令和元年度において就労移行支援を通じて、一般就労した者の数。
目標年度（令和5年度）の年間一般就労移行者数	1人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数。 特別支援学校卒業者や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定。

■目標の設定（就労移行支援事業所の一般就労への移行）■

区分	数値	備考
令和元年度の移行実績	0人	令和元年度の一般就労への移行実績。
目標年度（令和5年度）の移行実績	1人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

■目標の設定（就労継続支援A型事業所の一般就労への移行）■

区分	数値	備考
令和元年度の移行実績	0人	令和元年度の一般就労への移行実績。
目標年度（令和5年度）の移行実績	1人	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。

■目標の設定（就労継続支援B型事業所の一般就労への移行）■

区分	数値	備考
令和元年度の移行実績	0人	令和元年度の一般就労への移行実績。
目標年度（令和5年度）の移行実績	1人	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針に定める目標

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

② 目標の設定

発達支援センターについては、令和元年度時点で、6名の方が隣町の市町村子ども発達支援センターを利用しています。今後、利用者の動向及び財政状況を踏まえ町独自で整備が可能か検討します。保育所等訪問支援については、町内で支援可能な体制を整えることが難しい状況であることから、周辺自治体と連携し圏域での整備について検討します。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスについては、町内での確保が困難であることから、周辺自治体等との連携を図っていきます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための協議の場の設置、コーディネーターについても設置が難しい状況であることから、今後の動向も踏まえて自立支援協議会の活用なども含め、検討を進めます。

第6節 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

② 目標の設定

障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を構築します。

また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

② 目標の設定

障害福祉サービスの質を向上させるため、道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員や事業所職員が参加し、職員のスキルアップに取り組めます。

第2章 障害福祉サービス等の見込み量とその確保方策

第1節 訪問系サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■訪問系サービス一覧■

サービス	内容
居宅介護	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障がいのある人の地域での生活を支える基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p>
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

(2) サービスの見込み量と確保方策

現在の利用状況と同程度の利用を見込みます。

■訪問系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	32	32	32	32
	利用者数 (人)	2	2	2	2

第2節 日中活動系サービスの見込み量と確保方策

(1) 日中活動系サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■日中活動系サービス一覧■

サービス	内容
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスをあわせて提供します。

サービス	内容
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。</p>

(2) サービスの見込み量と確保方策

いずれのサービスについても、現在の利用状況と同程度の利用を見込みます。

■日中活動系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数 (人)	2	2	2	2
生活介護	利用者数 (人)	21	21	21	21
	利用日数 (人日/月)	462	462	462	462
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人)	1	1	0	0
	利用日数 (人日/月)	22	22	0	0
自立訓練(宿泊型)	利用者数 (人)	1	1	0	0
	利用日数 (人日/月)	30	30	0	0
就労移行支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	利用者数 (人)	1	1	1	1
	利用日数 (人日/月)	22	22	22	22

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用者数 (人/月)	15	15	15	15
	利用日数 (人日/月)	330	330	330	330
就労定着支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
短期入所（医療型）	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0

第3節 居住系サービスの見込み量と確保方策

(1) 居住系サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■居住系サービス一覧■

サービス	内容
自立生活援助	集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、ひとり暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

(2) サービスの見込み量と確保方策

共同生活援助、施設入所支援の利用を見込みます。

■居住系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人)	0	0	0	0
精神障がい者における自立生活援助	利用者数 (人)	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数 (人)	22	22	22	22
日中サービス支援型	利用者数 (人)	0	0	0	0
精神障がい者における共同生活援助	利用者数 (人)	0	0	0	0
施設入所支援	利用者数 (人)	17	17	17	17

第4節 相談支援の見込み量と確保方策

(1) 相談支援の概要

相談支援には以下のサービスがあります。

■相談支援一覧■

サービス	内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

(2) サービスの見込み量と確保方策

計画相談支援については、引き続き同程度の利用を見込みます。

■相談支援の利用見込み■

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	47	47	47	47
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0
精神障がい者における 地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0
精神障がい者における 地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0

第3章 地域生活支援事業の見込み量とその確保方策

(1) 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、町民のニーズ等を踏まえ、以下のサービスを提供しています。

■長万部町が実施する地域生活支援事業■

サービス	内容
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申立に要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部または全部を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対し、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供します。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
その他日常生活支援	在宅の障がい者（児）の地域生活を支援するため必要に応じ各種サービスを提供します。（生活サポート事業）

(2) 地域生活支援事業の見込み

現在実施している事業の継続的な利用を見込みます。

■地域生活支援事業の利用見込み■

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用 支援事業	実利用者数 (人)	0	1	1	1
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用者数 (人)	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0
情報・意思疎通 支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	182	180	180	180
居宅生活動作補助 用具(住宅改修)	給付件数 (件)	0	0	0	0
移動支援事業	実利用者数 (人)	26	32	32	32
	延利用時間数 (時間)	1,584	1,900	1,900	1,900
地域活動支援センター					
自市町村所在分	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1
	実利用者数 (人)	8	4	4	4
他市町村所在分	実施箇所数 (か所)	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0
巡回支援専門員整備	実施回数 (回)	2	2	2	2

第4章 障害児福祉サービスの見込み量とその確保方策

(1) 障害児福祉サービスの概要

障害児を対象とした支援サービスは以下のとおりです。

■障害児福祉サービス一覧■

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもが、障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) サービスの見込み量と確保方策

令和5年度までの3年間においては、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援の利用を見込みます。

■障害児福祉サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
児童発達支援 (児童発達支援センター)	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
医療型児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
医療型児童発達支援 (児童発達支援センター)	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	3	2	2	2
	利用日数 (人日/月)	30	20	20	20
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	利用者数 (人)	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用者数 (人)	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人)	3	2	2	2

第5部 計画の推進にあたって

第1章 関係機関との連携

障がい者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など、広範な分野にわたるため、各部署との連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。「長万部町まちづくり総合計画」等の他計画の動向も考慮しつつ、障がいのある人とない人がともに地域の中で暮らしていくことができるよう、施策の効果的な推進に努めます。

また、行政だけでは障がい者を支えるサービスを提供することはできません。サービス事業所や保健・医療機関など、町の内外で活動する団体、機関などとも連携し、町内に居住する障がい者の暮らしがよりよいものになるよう、ネットワークを構築していきます。

さらに、近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めます。

第2章 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

**第6期長万部町障がい福祉計画
第2期長万部町障がい児福祉計画**
(令和3年度～令和5年度)

**発行
企画・編集
住所**

令和3年3月
長万部町 保健福祉課
〒049-3592
北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1
01377-2-2454 (保健福祉課直通)
01377-2-2931
<http://www.town.oshamambe.lg.jp/index.php>

**TEL
FAX
URL**